

訪問看護医療情報連携加算に伴うウェブサイトの掲示について

当訪問看護ステーションでは、利用者様が安心して医療・看護サービスを受けられるよう、ICT（インターネット等を活用して情報を共有する仕組み）を活用した医療情報連携体制を整備しております。利用者様の同意を得たうえで、連携する医療機関等の関係職種と利用者様の診療情報を ICT を活用して共有し、迅速かつ適切に看護を提供いたします。

これに伴い、令和 8 年度診療報酬改定により新設された「訪問看護医療情報連携加算」を以下の通り算定いたします。

訪問看護医療情報連携加算 1,000 円／月 1 回

【施設基準】

施設基準は以下の通りです。

- ・ 記録された利用者の診療情報等が連携機関間の協議に基づき一元的に管理されたサーバーで保管されていること。
- ・ 診療情報等の共有は、利用者、その家族又は連携機関（以下「参加者」という。）のうち利用者が同意した者のみにおいて行われること。
- ・ 参加者の範囲が随時設定可能であること。
- ・ 参加者が診療情報等を常時閲覧・取得可能で、利用者ごとに時系列で速やかに表示される ICT を用いること。
- ・ 参加者が常時必要な診療情報等を共有できること。
- ・ 一般社団法人保健医療福祉情報安全管理適合性評価協会が公表している「医療情報連携において、SNS を利用する際に気を付けるべき事項」におけるプライベート SNS に係る事項、厚生労働省の定める「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考とすること。
- ・ 連携機関（特別の関係にあるものを除く。）の数が 5 以上であること。
- ・ ICT を用いた連携体制を構築している訪問看護ステーションであることについて当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示し、掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。

【主な連携機関】

- ・ つばさ在宅クリニック
- ・ つばさ在宅クリニック新鎌ヶ谷
- ・ ふじホームクリニック
- ・ ふたば在宅クリニック北習志野
- ・ ふたば在宅クリニック佐倉
- ・ 悠翔会在宅クリニックみもみ